

意見公募手続を実施しなかった場合

1 規則等の題名

高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第5号）

2 根拠法令・条項

- ・ 道路交通法（昭和35年法律第105号）
- ・ 道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号。以下「改正法」という。）

3 規則等の制定日

令和5年2月17日（金曜日）

4 結果公示の日

令和5年2月17日（金曜日）

5 適用除外条項

高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第54号）第38条第4項第8号に該当

6 適用除外の理由

改正法により、是正措置命令が新たに規定されたことに伴い、当然必要とされる規定の整理であり、意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更で該当

7 規則等の概要

- ・ 高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則
- ・ 新旧対照表

8 参考資料

9 担当課・連絡先

- 高知県警察本部交通部交通企画課
Tel : 088-826-0110（代表）

10 備考

公安委員会規則

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月17日

高知県公安委員会委員長 古谷 純代

高知県公安委員会規則第2号

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第20条を削る。

第21条の見出しを「（解任命令書の交付）」に改め、同条を第20条とし、同条の次に次の1条を加える。

（是正措置命令書の交付）

第21条 法第74条の3第8項の規定による公安委員会の是正措置命令は、別記様式第22号の2の是正措置命令書を交付して行うものとする。

別記様式第20号及び別記様式第21号中「殿」を「様」に改める。

別記様式第22号を次のように改める。

様式第22号 (第20条関係)

第 号
年 月 日

使用者

様

高知県公安委員会 印

解任命令書

道路交通法第74条の3第6項の規定に基づき、次のとおり安全運転管理者の解任副安全運転管理者を命じます。

解任を命ずる 安全運転管理 者又は副安全 運転管理者	氏名	
	生年月日	年 月 日
解任の理由		

別記様式第22号の次に次の1様式を加える。

様式第22号の2 (第21条関係)

第 号 年 月 日	
使用者 様	
高知県公安委員会 印	
是正措置命令書	
道路交通法第74条の3第8項の規定に基づき、次のとおり是正のために必要な措置をとるべきことを命じます。	
措置の内容	
是正の理由	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新旧対照表

新

高知県道路交通法施行細則（抜粋）

（解任命令書の交付）

第20条 法第74条の3第6項の規定による公安委員会の解任命令は、別記様式第22号の解任命令書を交付して行うものとする。

（是正措置命令書の交付）

第21条 法第74条の3第8項の規定による公安委員会の是正措置命令は、別記様式第22号の2の是正措置命令書を交付して行うものとする。

別記

様式第20号（第19条、第22条関係）

高 安 管 副 安 管	管 認 定 第 号	号	安 全 運 転 管 理 者 副 安 全 運 転 管 理 者	資 格 認 定 書
略	略	略	略	略
	年	月	日生	
	年	月	日	
				高知県公安委員会 印

旧

高知県道路交通法施行細則（抜粋）

第20条 削除

（解任命令）

第21条 法第74条の3第6項の規定による公安委員会の解任命令は、別記様式第22号の解任命令書を交付して行うものとする。

別記

様式第20号（第19条、第22条関係）

高 安 管 副 安 管	管 認 定 第 号	号	安 全 運 転 管 理 者 副 安 全 運 転 管 理 者	資 格 認 定 書
略	略	略	略	略
	年	月	日生	
	年	月	日	
				高知県公安委員会 印

様式第21号 (第19条、第22条関係)

教 習 修 了 証 明 書	
様	
年 月 日生	
略	
年 月 日	
高知県公安委員会 印	

様式第22号 別紙1のとおり
様式第22号の2 別紙3のとおり
様式第23号 略

様式第21号 (第19条、第22条関係)

教 習 修 了 証 明 書	
慶	
年 月 日生	
略	
年 月 日	
高知県公安委員会 印	

様式第22号 別紙2のとおり
様式第23号 略

様式第22号 (第20条関係)

第 号 年 月 日	
使用者 様	
高知県公安委員会 印	
解任命令書	
道路交通法第74条の3第6項の規定に基づき、次のとおり安全運転管理者の解任副安全運転管理者を命じます。	
解任を命ずる安全運転管理者又は副安全運転管理者	氏名
	生年月日
解任の理由	年 月 日

様式第22号(第21条関係)

使用者 様 高知県公安委員会 印 解 任 命 令 書 道路交通法第74条の3第6項の規定に基づき、次のとおり 安全運転管理者 副安全運転管理者 の解任 を命じます。		第 年 月 日
		号 日
解 任 を 命 ず る 安全運転管理者又は 副安全運転管理者	氏 名	
	生年月日	年 月 日生
解 任 の 理 由		

様式第22号の2 (第21条関係)

<p>第 号 年 月 日</p>	
<p>使用者 様</p>	
<p>高知県公安委員会 印</p>	
<p>是正措置命令書</p>	
<p>道路交通法第74条の3第8項の規定に基づき、次のとおり是正のために必要な措置をとるべきことを命じます。</p>	
<p>措置の内容</p>	
<p>是正の理由</p>	